

新定款（案）へのご意見をお寄せください

日本天文学会理事会

天文月報 2011 年 6 月号でお知らせしましたように、理事会は新法人への移行準備を進めております。ここに、新法人の定款案、および関連する重要な二つの細則である代議員選挙施行細則および会長・副会長・理事・監事選考細則の案を示します。これらは、2011 年 7 月 9 日の評議員会において、会員の皆様のご意見を伺うための案として承認されたものです。

これらの案については本年 9 月 20 日に鹿児島大学で開催される定期総会で議論します。しかし、正会員、準会員を問わず会員全員のご意見を伺うプロセスが必要であることおよび総会の限られた時間内での議論を実りあるものにするために、ここに示して、あらかじめご質問やご意見をお寄せいただくことにしました。いただいたご意見と総会での議論をもとに、2012 年 3 月の龍谷大学における総会で新定款を採択する予定です。

以下の三つの方法のいずれでも結構ですので、できるだけ早急に、質問、意見、コメントなどをお願いいたします。

- (1) rijikai@asj.or.jp 宛てにメールする
- (2) 本号に綴じ込みの事前投票の葉書の意見欄に書いて投函する
- (3) 文書で理事会宛てに送る

〒181-8588 東京都三鷹市大沢 2-21-1 国立天文台内
日本天文学会 理事会

以下の新定款案（新旧対照形式）では、ゴシック体と見え消し線で、現定款からの重要な変更箇所および新しい項目がわかるようにしてあります。参考のためのコメントもつけてあります。なお、代議員選挙施行細則および会長・副会長・理事・監事選考細則の案は、新しい法人においても、評議員会および理事長公選制など現在行われている望ましい運営制度の精神が生かされるように配慮して作成したものです。代議員は新法人の下での総会を構成する重要な役目をもちますので、その選出については立候補者を含む多くの候補者から慎重に選ばれるように、選出数の倍数程度を推薦する推薦委員会を設置することとしてあります。また、会長・副会長・理事・監事選考細則では、法律で要請されていることと現在の理事長公選制度の精神を整合させるために、若干複雑な手続きとなっております。

新定款（案）の骨子

- (1) 公益社団法人となるため、極力、法人法の条文に基づいた書き方になっている
- (2) 最も大きな変更点
 - (ア) 総会に、1/2 の議決権を有する社員の出席が必要となったので、これまでの正会員全員が社員として出席する総会は開催不可能。代議員制度にする。これまでの総会は、会員全体集会（仮称）とする。
 - (イ) 公益社団法人は、社員総会、理事、理事会、監事の体制でなければならないので、評議員会を廃止した。
 - (ウ) 事業年度を従来の 1 月 1 日～12 月 31 日から 4 月 1 日～3 月 31 日に改めた。
- (3) 2 章：目的及び事業
 - (ア) 目的を、「天文学の進歩及び普及」から「天文学の振興及び普及」に改める
 - (イ) 事業は公益目的のために行う。ただし、不特定が購読する PASJ など公益目的と認められる。
- (4) 3 章：会員
 - (ア) 正会員と準会員について、前者を「運営に責任」、後者を「活動に協力」と定義し直した。
 - (イ) 名誉会員については、称号とし、会員種別ではなくした。
 - (ウ) 会費滞納でやめさせる場合には、除名（不名誉、総会で決議）ではなく、資格の喪失にした。
- (5) 4 章：役員及び職員
 - (ア) 理事の数を最大 15 名から最大 20 名に増員した。
 - (イ) 理事長を会長に名称変更
 - (ウ) 法人法に基づき、理事の間の親族の占める割合、監事と理事が親族であってはならない、などを書き込んである。
 - (エ) 理事は総会で選出、会長は理事の中から理事会で互選、という形が望まれている。そこで、運用で、会長を選挙、会長が組閣、会長を含む理事を総会に提案、総会で決定、理事会で会長を選考、というプロセスにする。会長・副会長・理事・監事選考細則案参照。
 - (オ) 監事の職務が大変になった。理事会に出席義務。
 - (カ) 将来常勤の理事が必要となるときに備えて、報酬を支給できるように規定した。
- (6) 5 章：代議員
正会員 50 名に対して 1 名とし、約 30 余名を定員とした。現在の評議員 20 名より増員。
 - (ア) 代議員の選挙については、代議員選挙施行細則案を参照。
- (7) 6 章：理事会
 - (ア) 会長の選定及び解職が職務に含まれる。
 - (イ) 全員が書面、または電磁的記録により同意すれば、持ち回りでも決議できる。
- (8) 7 章：総会
 - (ア) 総会が法人法上の社員総会
 - (イ) 扱うべき事項について 8 項目挙げている。
 - (ウ) 開催は、事業年度終了後 3 ヶ月以内と事業年度後半の 2 回、及び臨時総会。想定は、6 月ま

での1回と12月頃の1回、必要に応じて、年会会期中に開催。

- (エ) 決議を行うためには、総代議員の議決権（一人一票）の過半数を有する代議員の出席が必要。議決権の過半数、ないしは除名、監事解任、定款変更など重要議案は2/3の多数を持って決議する。出席はしなくとも、書面・電磁的方法で議決権の行使はできる。
- (オ) 理事・監事の選任は、総会で、各候補者毎に決議する。全体で承認は不可。
- (9) 8章：会員全体集会
 - (ア) これまでの総会にかわるもので、情報の共有が目的。よりよい名称を検討中
 - (イ) 開催は、年2回、年会時。臨時が必要なら、会長が招集できる。
- (10) 9章：事業及び会計
 - (ア) 事業計画書、収支予算書などは会長作成、理事会、総会の承認。これらは事務所に据え置き、一般の閲覧に供する。
 - (イ) 事業報告、決算関係の書類については、5年据え置き、一般の閲覧に供する。
 - (ウ) 事業年度は4月1日から3月31日。
- (11) 10章：定款の変更ならびに解散
 - (ア) 公的認定が取り消された場合には、公益目的取得財産残額相当額を、他の法人または国、地方公共団体に贈与する。
- (12) 11章：公示の方法
 - (ア) 電子公告による。
- (13) 12章：補則+附則
 - (ア) 最初の会長名を記す。
 - (イ) 評議員は、その任期が終了するまでは代議員となる。

新定款（案）新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、社団法人日本天文学会という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会は、事務所を東京都三鷹市大沢2丁目21番1号国立天文台内に置く。</p> <p>(支部)</p> <p>第3条 本会は、細則の定める場所に支部を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第4条 本会は、天文学の進歩及び普及を目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究会、学術講演会等の開催 2. 学会誌、学術図書等の刊行 3. 欧文研究報告誌の刊行 4. 研究及び調査の実施 5. 研究の奨励及び研究業績の表彰 6. 関連学術団体との連絡及び協力 7. 国際的な研究協力の推進 8. その他目的を達成するために必要な事業 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、公益社団法人日本天文学会という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会は、主たる事務所を東京都三鷹市大沢2丁目21番1号国立天文台内に置く。</p> <p>コメント：「主たる事務所」が法的には正しい言葉、下は従たる</p> <p>(支部)</p> <p>第3条 本会は、細則の定める場所に従たる事務所を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第4条 本会は、天文学の進歩振興及び普及を目的とする。</p> <p>コメント：進歩を目的は違和感。振興、推進、促進が考えられる</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 本会は、前条の公益目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術研究集会の開催 2. 学会誌、欧文研究報告誌、及び学術図書等の刊行 3. 研究及び調査の実施 4. 天文学の普及と天文教育の振興に関する事業 5. 天文学を通じた人材の育成及びそのための支援 6. 研究の奨励及び研究業績の表彰 7. 関連学術団体との連絡及び協力 8. 国際的な研究協力の推進 9. 天文学の振興に関する政策提言

旧

第3章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会し、責任をもつ個人
2. 準会員 本会の目的に賛同して入会し、協力する個人
3. 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人または公共性のある団体
4. 賛助会員 本会の事業を援助する個人または法人
5. 名誉会員 本会に特に功労のあった個人で評議員会が提案し総会の議決をもって推薦されたもの

正会員をもって民法上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

新

10. その他公益目的を達成するために必要な事業

コメント：公益性が必要。4, 5.については、明確に普及・人材育成をうたった。4.に普及と天文教育を入れたのは、評議員会の意見。9.の政策提言は新しい。

第6条 前条の事業は、日本全国、海外及び宇宙空間にて行うものとする。

コメント：事業を展開する場所を示す必要。「宇宙空間」は遊び心。

第3章 会 員

(種別)

第7条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同し、**運営**に責任をもつ個人
2. 準会員 本会の目的に賛同し、**活動**に協力する個人
3. 団体会員 本会の目的に賛同して入会した法人または公共性のある団体
4. 賛助会員 本会の事業を援助する個人または法人

(名誉会員)

第8条 本会に特に功労のあった会員に対し、理事会が提案し総会の議決をもって、名誉会員の称号を付与することができる。

コメント：名誉会員は、「称号」として、会員種別ではなくした。

(入会)

第9条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

旧

(会費)

第8条 本会会員の会費は、別に細則でこれを定める。

第9条 既に納めた会費は、いかなる場合においても返還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 禁治産若しくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または法人である会員が解散したとき
4. 除名されたとき

(退会)

第11条 退会しようと思う者は、本会に申し出ることを要する。

(除名)

第12条 1年以上会費を滞納した会員または本会の体面を汚すような行為をした会員は、評議員会の議決を経て、理事長が除名することができる。

新

(会費)

第10条 **本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は会費を支払う義務を負う。** 本会会員の会費は、別に細則でこれを定める。

~~第9条 既に納めた会費は、いかなる場合においても返還しない。~~

コメント：いかなる場合、は強すぎる。震災などで返還する可能性も残すため削除。

(任意退会)

第11条 **会員は、退会届を会長に提出することで、任意にいつでも退会することができる。**

(除名)

第12条 **本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした会員は、総会の決議によって除名することができる。その場合において、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。**

コメント：除名は不名誉な扱いなので、弁明できるようにする。総会の2/3議案になる。会費未納程度で除名はいきすぎ。

(資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかの事由によってその資格を喪失する。

- 1. 会費を支払う義務を1年以上履行しなかった場合**
2. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、または法人である会員が解散したとき
- ~~3. 禁治産若しくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき~~

コメント：禁治産・破産は、法人法には規定がない。自己破産で資格喪失は今の時代、行き過ぎ。

旧

第4章 役員、および職員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

1. 理事 10名以上 15名以内(うち理事長 1名, 副理事長 2名)
2. 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事長, 副理事長, その他の理事, 及び監事は正会員の中から総会で選任する。理事及び監事は, 相互に兼ねることができない。

新

第4章 役員、及び職員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

1. 理事 10名以上 **20名**以内
2. 監事 2名
- 3. 理事のうち1名を会長とする。会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下法人法)上の代表理事とする。**
- 4. 理事のうち2名を副会長とする。**

コメント：理事増員。理事長を会長に改める。
ただし、会長は通称。法律上の対応(代表理事)を書き込む必要。

第15条 本会の理事のうち、いずれの1人についても、当人及びその親族(その他特殊の関係がある者も含む)の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を越えて含まれてはならない。

第16条 本会の監事には、本会の理事とその親族(その他特殊の関係がある者も含む)、及び本会の職員が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族(その他特殊の関係)であってはならない。

以上の、親族関係の条文は、法人法の規定で、寄付に対する所得税が非課税となるための要件。親族や特殊の関係は、天文学会ではそれなりに引っかかりそう。夫婦で天文学者、また事実婚のカップルなどで、理事と監事をつとめることがないように注意が必要。

(役員を選任)

第17条 **役員を選任は次の方法による。**

- 1. 理事及び監事は、正会員の中から総会で選任する。**
- 2. 理事会は、理事の中から会長及び副会長を選定する。**

旧

(理事の職務)

第15条 理事長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

第16条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代理する。

第17条 理事は理事会を組織し、本会の事務を執行する。またこの定款に定めるもののほか、本会の総会及び評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行をする。

(監事の職務)

第18条 監事は次の職務を行う。

1. 本会の財産の状況を監査すること
2. 理事の業務執行の状況を監査すること
3. 財産の状況または業務の執行について不正があることを発見したときは、これを理事会、評議員会、総会または文部科学大臣に報告すること
4. 前号の報告をするため必要があるときは、理事会、評議員会または総会を召集すること

新

コメント：会長の選任、及び解職の権限を実効的に理事会に担保する（これが法定の権限）ことが望ましいとのこと。実施細則を別につくる。以下が手続き；正会員が選挙して会長候補者が選ばれ、組閣。理事候補を総会に提案。総会で承認後、あらためて理事会で投票して、会長・副会長を決定する。

(理事の職務)

第18条 会長は、**法令及びこの定款で定めるところにより**、本会を代表し、**職務を執行、統括する。会長は、理事会において、毎事業年度に4ヶ月をこえる間隔で2回、もしくはそれ以上、自己の職務の執行状況を報告しなければならない。**

コメント：法人法91条では三ヶ月に1回、ただし定款で減少可能。

第19条 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

第20条 理事は理事会を組織し、**法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。**

(監事の職務)

第21条 監事は次の職務を行う。

1. **理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。**
2. **いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。**
3. **理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。**
4. **必要があると認めるときは、理事会の招集を請求することができる。**

旧

(役員任期)

第19条 理事及び監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第20条 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第21条 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会、評議員会及び総会においておのこの4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

新

5. 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

コメント：監事は、理事会に出席しなければならない。今までとは比べものにならない激務。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、**選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし**、再任を妨げない。

コメント：事業年度が終わってから、最初の総会までが任期。

第23条 **前条の規定にかかわらず、補欠により選任された理事または監事の任期は前任者の残任期間、増員により選任された理事または監事の任期は現任者の残任期間とする。**

第24条 **理事または監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。**

コメント：任期については、法律の条文によった。

(役員解任)

第25条 **理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。**

コメント：法人法では、監事だけが 2/3 案件。おそらく理事は簡単に解任できるように、という主旨。であるならば、該当する項目もあげる必要はない。実際に、定款変更のための例文ではない。

(職員)

第23条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。職員は理事長が任免し、有給とする。

第5章 評議員

(評議員)

第24条 本会に15名以上30名以内の評議員を置く。

(評議員の選任)

第25条 評議員は別に定める細則に基づいて、正会員相互間でこれを選出し、総会の承認を得るものとする。

第26条 評議員は評議員会を組織し、この定款に定める事項を審議する。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

コメント：将来、専任理事を置く可能性を残すために、有給もありえるように書いた。これについては、評議員会での議論が必要であろう。この定款案は、「常勤」にのみ払う形。監事などで、非常勤にも払う可能性を残すべきではとの意見が理事会で出た。

(職員)

第27条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。職員は会長が任免し、有給とする。

第5章 代議員

コメント：過半数の委任等を取り付けるため、代議員制に移行。評議員は廃止。現在の総会については、会員全体集会（仮称）に名称変更。

(代議員)

第28条 概ね正会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって、本会の社員とする。端数については、理事会で定める。

コメント：現在の正会員数から、代議員数は約30名。理事が全員代議員に選ばれても過半数にならないように、40名がよいとの意見あり

(代議員の選任)

第29条 代議員及びその補欠を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。理事または理事会は、この選挙と別に代議員を選出することはできない。代議員選挙を行うために必要な細則は別に定める。

旧

(評議員の任期)

第27条 評議員の任期は4年とし、2年毎にその半数を改選する。改選される評議員の過半数が再選されてはならない。

(評議員の解任)

第28条 評議員が次の各号の一に該当するときは、理事会、評議員会及び総会においておのおの4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
2. 評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

新

コメント：理事・理事会は、独立して代議員を選ぶことはできないが、理事個人が選挙権、被選挙権を持つのを妨げるものではない。

第30条 正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

コメント：全正会員に対して公正な選挙権の担保。

第31条 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前条の代議員選挙に立候補することができる。

(代議員の任期)

第32条 代議員の任期は4年とし、2年毎にその半数を改選する。ただし、代議員が総会議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、及び役員の解任の訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする)。

コメント：代議員が係争中は係争する権利を失わないことを担保。

第33条 代議員が欠けた場合には、補欠から補充することとする。補欠の代議員として選任された者の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

コメント：あらかじめ選挙の歳に補欠を決めておけば、欠員がでたときに、あらためて選挙をする必要がなくなる。

(正会員に代議員と同等の情報開示請求権を付与)

第34条 正会員は、法人法に規定された社員の情報開示請求権を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

第6章 会議

(理事会)

第29条 理事会は毎年4回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。理事会の議長は理事長とする。

第30条 理事会は理事現在数の過半数の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は会長が招集する。

コメント：招集の具体的な方法については割愛。また議長についても割愛。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の者が出席し、その過半数をもって行う。

コメント：理事会は代理出席や委任状は認められない。また、決議で、可否同数の場合、議長が自分の票にプラスして裁定することは、2票持つことになるので認められない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(評議員会)

第31条 評議員会は毎年2回理事長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、または評議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。評議員会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第32条 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。

第33条 評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項
3. 財産目録及び貸借対照表についての事項
4. 上記以外で理事会より提出される総会議案
5. その他本会の業務に関する重要事項

コメント：理事会は、代理人・書面による議決権行使は認められない。上の方法によることは、定款に書かれてあれば可能。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は議事録に記名押印し、これを主たる事務所に保存する。ただし、議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

コメント：議事録を会長及び監事とここで規定しておかないと、出席した理事全員の記名押印が必要となる。電磁的記録については、将来を見越してできるだけ書き入れておく。

コメント：評議員会の規定は、すべて削除。現在の評議員会が持つアドヴァイザリー機能は第7章で定義する代議員による総会が担う。

旧

第34条 評議員会は、正会員中から次期の役員を推薦することができる。

第35条 評議員会は評議員現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の評議員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第36条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

新

第7章 総会

コメント：総会は第42条の事項以外にも、現在の評議員会が持つアドヴァイザリー機能も担う。正規の総会の後に、懇談会として開催。

(構成)

第41条 総会は、すべての代議員をもって構成する。総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第42条 総会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任または解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 事業計画書及び収支予算書の承認
4. 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. 会員の除名
8. その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

コメント：法人法では、事項をあげて置かなければいけない。ここでは、例によった。旧定款では41条に一部挙げられている。

旧

第37条 通常総会は、毎年2回春期および秋期に理事長が招集する。

第38条 臨時総会は、理事会または評議員会が必要と認めるとき、理事長が招集する。このほか、正会員現在数の10分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第39条 総会の招集は、その会議に付すべき事項、日時及び場所を、少なくとも20日以前に通知する。

第40条 総会の議長は、理事長とする。理事長及び副理事長がさしつかえのある場合は、出席正会員の互選で定める。

第41条 総会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項
3. 財産目録及び貸借対照表についての事項
4. その他本会の業務に関する重要事項で、理事会または評議員会が必要と認めるもの

第42条 総会は正会員現在数の5分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の正会員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

新

(開催)

第43条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年2回、前事業年度終了後3ヶ月以内と当該事業年度後半に開催する。臨時総会は必要がある場合に開催する。

コメント：法人法36条で毎事業年度の終了後一定の時期の定めあり。

(招集)

第44条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

第45条 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

第46条 総会の招集は、会長は総会の日の1週間前までに（ただし、総会に出席しない代議員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めて総会を招集する場合には、2週間前までに）、代議員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第47条 総会の議長は、会長とする。会長及び副会長がさしつかえのある場合は、出席代議員の互選で定める。

(議決権)

第48条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第49条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。ただし、代議員は、法人法に規定された方法にもとづき、代理人、書面、または電磁的方法によって、その議決権を行使することができる。

旧

第42条 総会は正会員現在数の5分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の正会員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第43条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第44条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

新

コメント：代理人・書面、電磁的方法による議決権の行使はOK。書面・代理人とも、議決の数には入るが、出席者にはカウントされないとされる。法人法 50, 51, 52 条。

第50条 前条の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

コメント：この規定は、賛成する人数が半数以上、議決権として勘定できるのが2/3。ほぼ法律の文面（法人法 49 条 2）に従っている。

(理事または監事の選任)

第51条 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第49条の決議を行わなければならない。

コメント：候補者を一括して採決することを許容する旨の定めを設けることは許されないとのこと。

(通知)

第52条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第53条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長が署名押印の上、これを保存する。

旧

新

<p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第45条 本会の資産は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 設立当初の財産目録に記載された財産2. 会費3. 資産から生ずる収入4. 事業に伴う収入5. 寄付金6. その他の収入 <p>(資産の種別)</p> <p>第46条 本会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産とする。寄付金品であって、寄付者の指定のあるものはその指定に従う。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 会員全体集会</p> <p>(構成)</p> <p>第54条 会員全体集会は、すべての会員が自由に参加できる。</p> <p>(目的)</p> <p>第55条 会員全体集会は、本会の行っている事業、会計などについての情報を会員に広く伝えるとともに、会員相互の情報共有を図ることを目的とする。</p> <p>(開催)</p> <p>第56条 会員全体集会は、毎年2回、年会開催時に行う。また必要に応じて、会長は臨時会員全体集会を招集する。</p> <p>コメント：これまでの総会に代わるものとして、会員全体集会を行う。ここでは、正会員・準会員区別なく参加できるようにした。なお、会員全体集会の名称は仮称であり、よりよい名称を検討中。</p> <p style="text-align: center;">第9章 資産事業及び会計</p> <p>コメント：不可欠特定財産があるときのみ、基本財産として記述する。天文学会はなさそうなので記述しない。注)「不可欠特定財産」=「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」であり、その法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、その法人が保有、使用することに意義がある特定の財産のこと。例えば、美術館の絵。</p>
---	---

旧

(資産の管理)

第47条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金する等確実な方法により、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第49条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業にともなう収入及びその他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第50条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は毎年度理事会がこれを作成し、評議員会の審議及び総会の議決を経て、毎会計年度開始時に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画、及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(収支決算)

第51条 本会の収支決算は理事会が作成し、毎会計年度終了後、評議員会の審議及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

新

(事業計画及び収支予算)

第57条 本会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は毎年度会長が作成し、理事会の承認を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。これらの書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録

コメント：例文からはキャッシュフロー計算書は不要と考え削除

第52条 本会の収支決算に剰余金があるときは、評議員会の審議及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第53条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第8章 定款の変更ならびに解散 (定款の変更)

第54条 本定款を変更しようとするには、正会員現在数の10分の1以上の発議があることを要する。

第55条 前条の発議があったときは、理事長は、これを評議員会及び総会に付議する。この定款の変更は、評議員会及び総会においてそれぞれ評議員現在数及び総会出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けることを要する。

第56条 本会の解散は、理事現在数及び評議員現在数の4分3以上の議決を経、総会出席正会員の4分3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の認可を得なければならない。

第59条 前条の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿
3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第60条 会長は、公益社団法人及び公益残団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第61条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更ならびに解散 (定款の変更)

第62条 本定款は総会の決議によって変更することができる。この規定にかかわらず、第64条の規定はこれを変更することができない。

コメント：総会の方の規定に2/3条項としてあるのでここでは省いた。発議については特段のしびりをなくした。

一方で、公益目的事業に関する定款の変更については行政庁に届け出が必要。化学会では、「(2) 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定をうけなければならない。(3) 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。」としている。

旧

第57条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の4分3以上の議決を経、総会出席正会員の4分3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を得て、この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

新

(解散)

第63条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

コメント：法令には、合併や社員が欠けたことなどが事由としてあげられている。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第64条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日または当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第65条 本会は剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第66条 本会が精算をする場合に伴う残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第67条 本会の公告は、電子公告によるものとする。やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する。

コメント：電子公告については、法人法331条。

旧

第9章 補 則

(細則と内規)

第58条 本定款の実行に必要な細則は、評議員会の審議を経て総会の議決によって別に定める。また必要な内規は評議員会の議決によって定める。

付 則

1. この定款の変更は文部大臣の許可のあった日より施行し、平成9年4月1日から適用する。
2. 第53条の規定にかかわらず、平成9年の会計年度は、平成9年4月1日から同年12月31日までとする。
3. 平成9年4月1日以前に本学会の通常会員または特別会員であった個人は、平成9年4月1日より、正会員もしくは準会員となることができる。会費については別に移行に関する細則で定める。

新

第12章 補 則

(細則と内規)

第68条 本定款の実行に必要な細則は、**理事会**の審議を経て総会の議決によって別に定める。また必要な内規は**理事会**の議決によって定める。

附 則

1. この定款は、**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。**
2. **一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第61条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。**
3. **本会の最初の会長は岡村定矩とする。**
4. **平成25年4月1日以前に評議員であったものは、その任期が終了するまでは、代議員となる。新たな代議員が選ばれるまでは、定員の補充は行わない。**

コメント：最初の代表理事（会長）に限って、移行のために、定款に書く。評議員をそのまま代議員に移行すれば、選挙はしなくてもよい。次の評議員選挙を代議員選挙に変えていく。

代議員選挙施行細則（案）

- 第 1 条 本細則は定款第 29 条に基づいて代議員候補者の選出について必要な事項を定める。
- 第 2 条 改選される代議員定数は、定款第 28 条に則って理事会で決定する。
- 第 3 条 選挙管理は、理事会によって正会員中より指名され、理事選出期の総会において承認をうけた委員長 1 名及び委員 4 名で構成する選挙管理委員会がこれにあたる。同委員の任期は 2 年とする。
- 第 4 条 理事選出期の総会で、委員 6 名で構成する推薦委員会を選出する。委員は理事及び代議員以外の正会員から選ばれる。委員長は委員の互選で決定する。委員の任期は 2 年とする。
- 第 5 条 選挙は互選とし、選挙権及び被選挙権を有する者は公示の時点における正会員とする。ただし、定款 32 条に定める非改選代議員は被選挙権を有しない。
- 第 6 条 選挙管理委員会は、投票締切日の 50 日以上前までに発行される学会誌上で公示を行う。
- 第 7 条 投票締切日の 35 日前までを締め切りに、選挙管理委員会は、正会員からの立候補と、推薦委員会からの推薦を受け付ける。推薦委員会はこのときまでに、広く候補者の推薦を正会員から募り、委員会としても候補者の検討を行う。推薦委員会から推薦される候補者数は、改選される代議員定数の 2 倍をめどとする。
- 第 8 条 選挙管理委員会は投票締切日より、25 日以上前に有権者名簿、立候補したものと推薦されたものの名簿、及び投票用紙を全有権者に発送、または電磁的方法により告示する。
- 第 9 条 投票は 10 名以内の無記名連記で行う。投票は、被選挙権を持つものに対して行い、立候補と推薦によるもの以外に対しても有効である。
- 第 10 条 当選者は得票順に定める。最下位当選者に該当する者が複数の場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を定める。また、当選しなかったもののうちで 2 番目までの得票のものを補欠とする。補欠の順位においても、同じ得票を得たものが複数名ある場合には、選挙管理委員会が抽選で順位を定める。
- 第 11 条 選挙管理委員会は選出された代議員、及び補欠の代議員の名簿を学会誌上に発表する。

会長・副会長・理事・監事選考細則（案）

- 第 1 条 本細則は定款第 17 条に基づいて会長、副会長、理事、及び監事の選考について必要な事項を定める。
- 第 2 条 会長候補者は、正会員の間での選挙によって選ばれる。
- 第 3 条 選挙管理は、代議員選挙施行細則に定める選挙管理委員会がこれを行なう。
- 第 4 条 選挙権及び被選挙権を有するものは公示の時点における正会員とする。ただし、会長経験者及び理事長経験者は被選挙権をもたない。
- 第 5 条 選挙に先だち選挙管理委員会は適当な時期に正会員から候補者を募集する。この場合正会員 5 名以上の推薦を必要とする。推薦に当っては、候補者本人の承諾書、及び所信表明若しくは推薦書の添付が必要である。
- 第 6 条 推薦された候補者が 1 名の場合は、投票を行わず、選挙管理委員会は推薦された候補者を理事長候補者とする。
- 第 7 条 選挙管理委員会は投票締切日より 30 日以上前までに発行される学会誌上で公示を行い、25 日以上前に推薦された候補者の氏名、所信表明若しくは推薦書等、及び投票用紙を全有権者に発送する。
- 第 8 条 投票は無記名単記で行なう。候補者以外への投票は無効とする。得票数の最も多いものを、最大得票を得たものが複数ある場合は、そのうちの最年長者を、会長候補者とする。
- 第 9 条 選挙管理委員会は選出された会長候補者を理事会に報告するとともに学会誌上に発表する。
- 第 10 条 会長候補者は、正会員の中から副会長候補者、理事候補者、監事候補者を選考し、自らとともに総会に提案する。
- 第 11 条 定款 42 条に基づき、総会では、会長、副会長候補者を含む理事、また監事を選任する。
- 第 12 条 新たに組織された理事会は、ただちに理事の中から会長、副会長を選任する。